



平成15年度国土交通省
PFセミナー

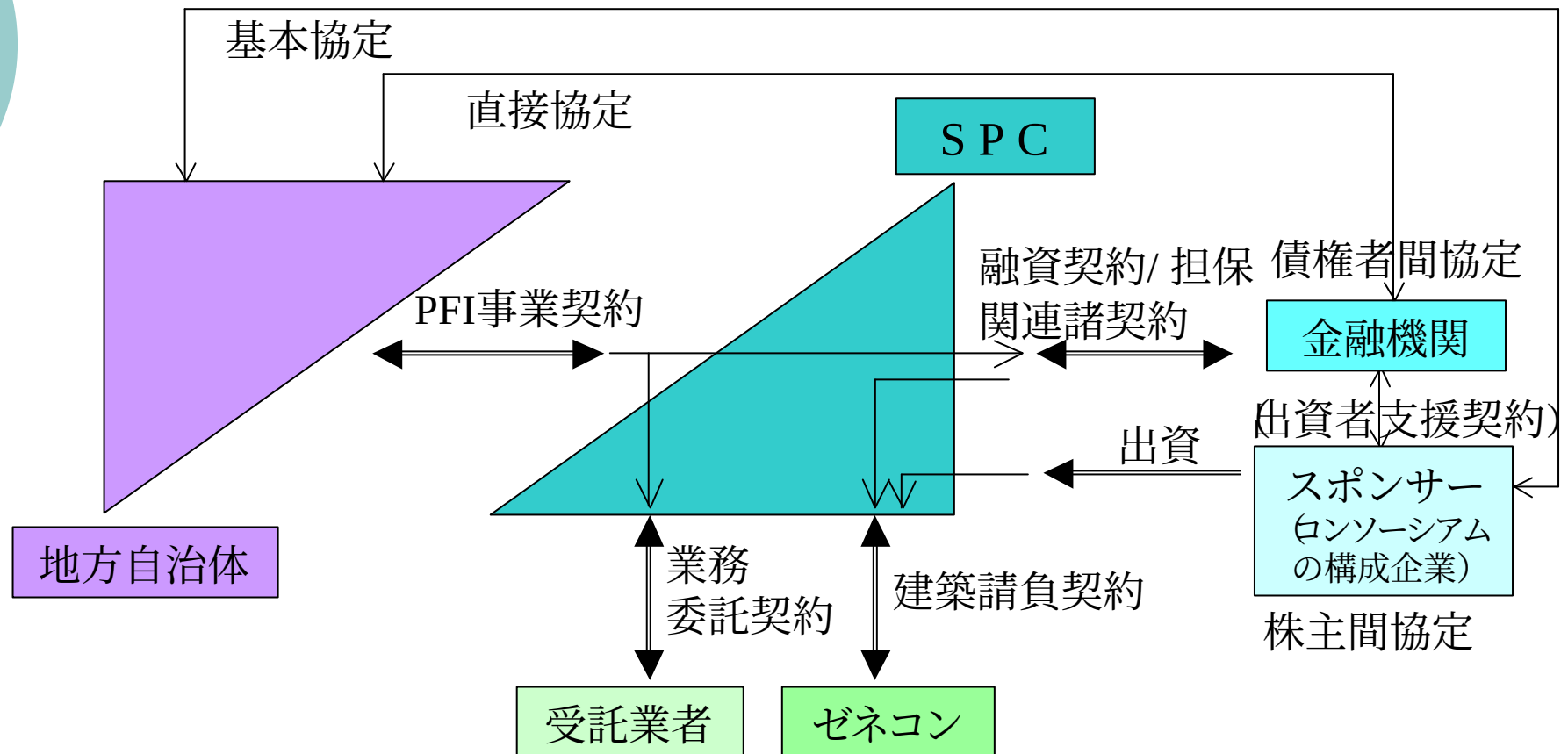
平成16年1月14日

PFの基本的な考え方について

- 契約ガイドライン」活用のポイント -

三井安田法律事務所
弁護士 前田 博

1. PFの仕組み 契約主義とは





2. 典型的」なPF事業

- ① 性能発注方式による発注、総合評価一般競争入札による事業者選定
 - 「性能発注」と「仕様発注」とでは具体的に何が、どのように違ってくるのか？
 - 「総合評価」と言うが、金額と何を総合して評価しているのか？
- ② コンソーシアムによる応札
 - 一社での応札は認められないのか？
- ③ コンソーシアムの設立したSPCが選定事業者
 - SPCの設立は不可欠か？
- ④ SPCはPFI事業に専業
 - 「兼業」は認められないのか？

5) 管理者等による所有地の貸付

→コンソーシアムが土地を取得ないし借受けることを条件とすることはできないのか？どのような弊害が考えられるのか？

6) 施設の設計、建設、維持管理及び運営業務による公共サービスの提供

→長期責任委任、包括委託のメリット、デメリットはどのような点にあるのか？

→「施設整備」と「維持管理・運営」とを分けることは許されないのか？

7) プロジェクト・ファイナンスによる融資

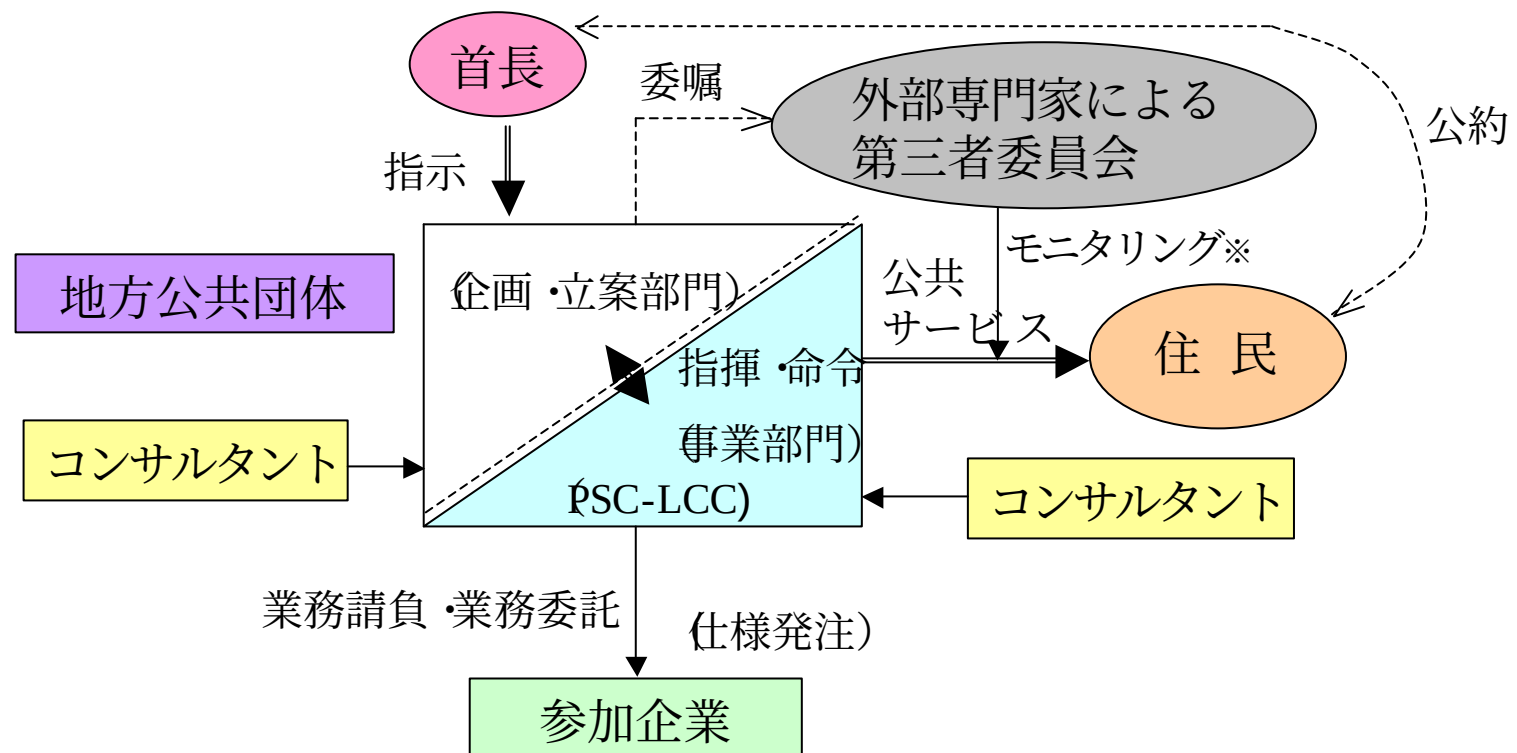
→コーポレート・ファイナンスによる融資は認められないのか？

→プロジェクト・ファイナンスを提供する融資金融機関に期待されるのはどのようなことか？

8) サービス購入型

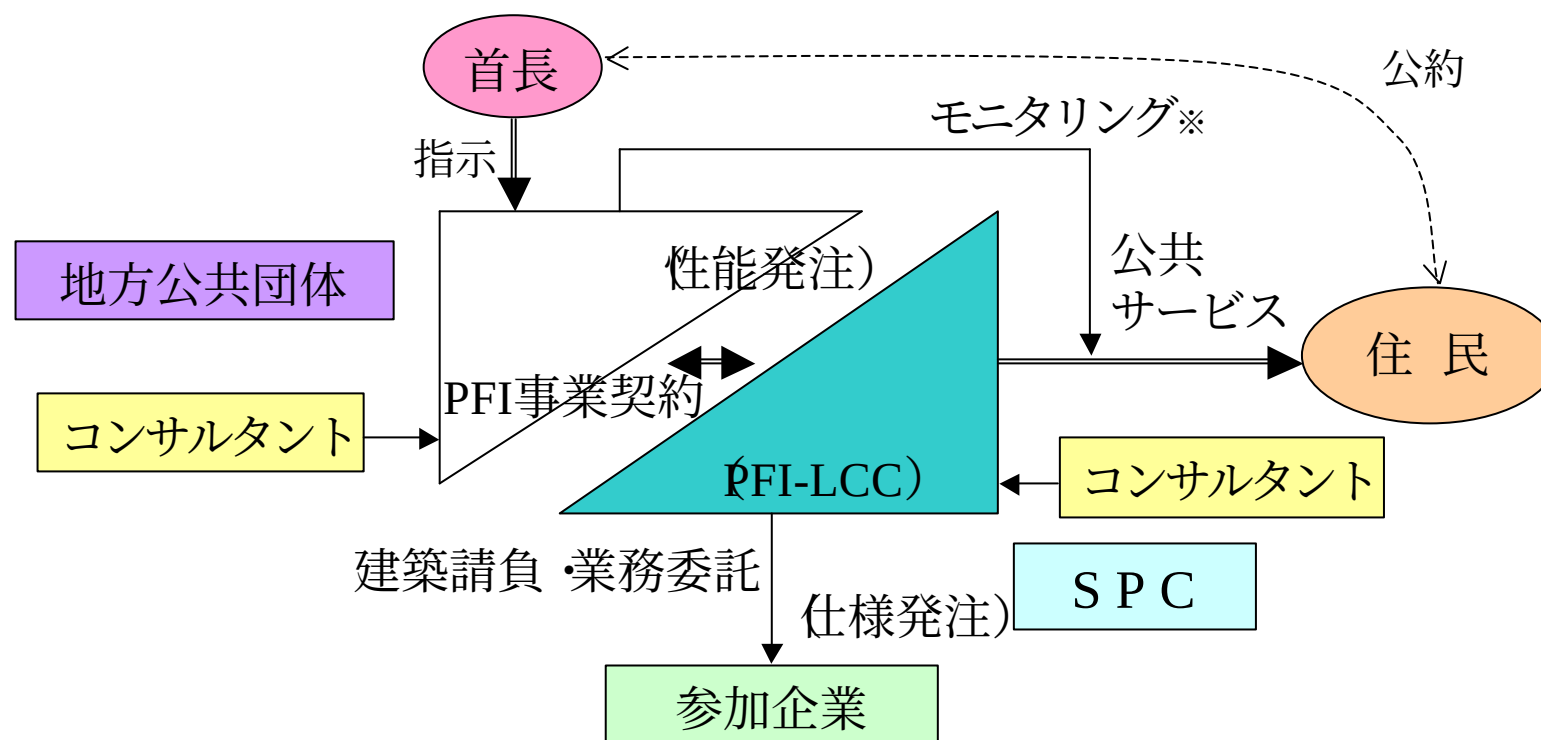
→独立採算型とどこが違うのか？

3. PF方式とは何か (イ) 公共工事方式



※ 適切かつ十分な公共サービスが提供されているか否かをチェックする

(ロ) PF方式



※ 要求水準を満たしたサービスが市民に提供されているか否かをチェックする



4. PFIによるリスクの移転

①) 資金調達リスク

②) 要求水準を満足する業務仕様の作成

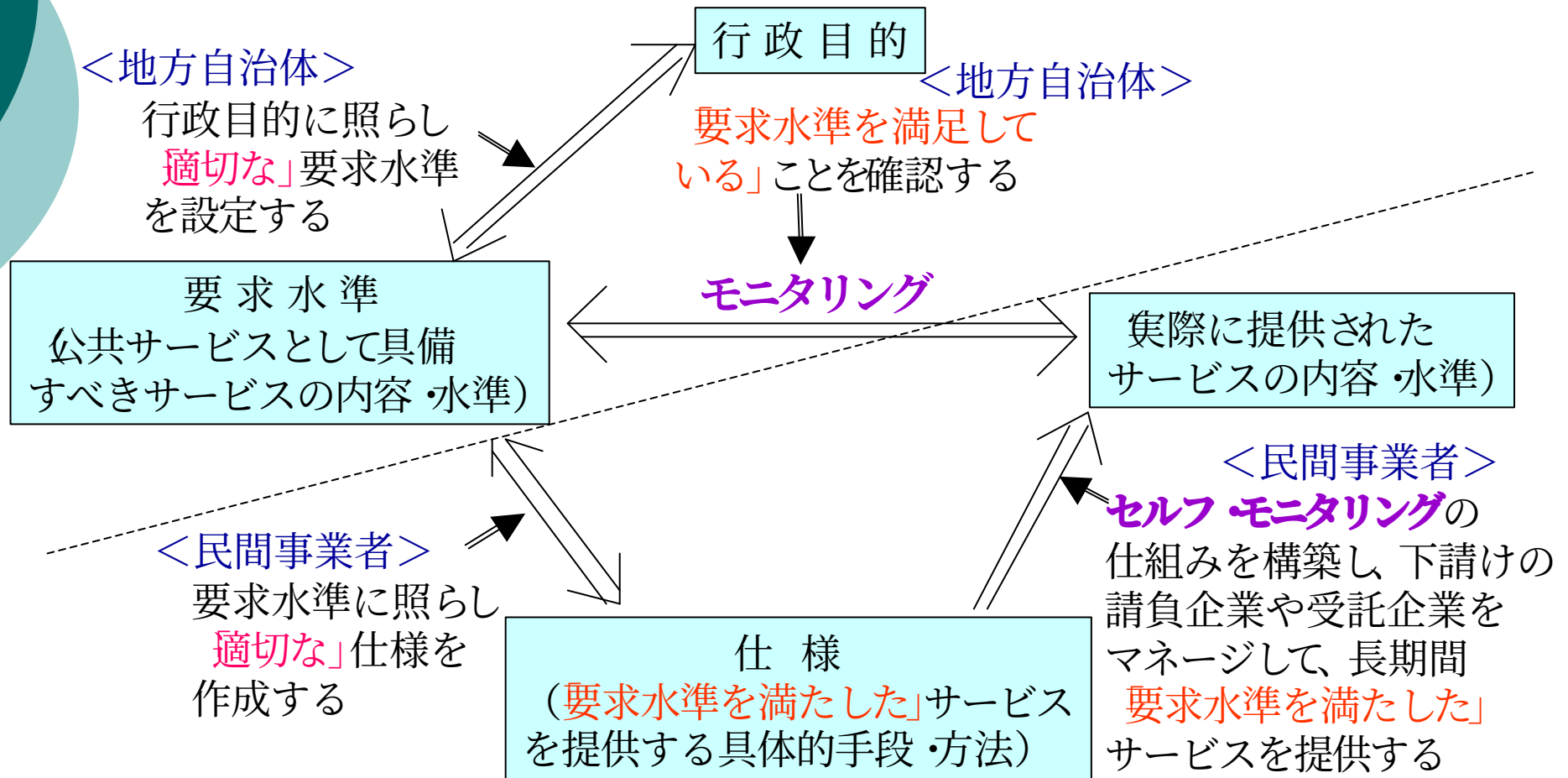
③) 「中・長期」の「包括」委託契約におけるマネジメント・リスク



5. 資金調達とPF事業契約の関係

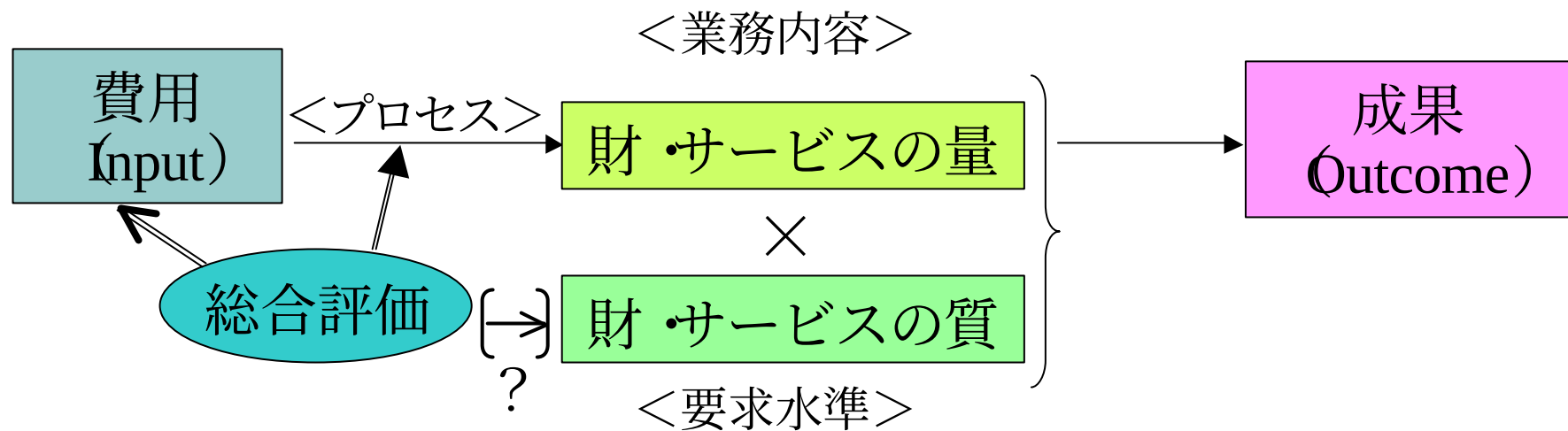
- 公共工事方式の場合、金融機関は地方自治体に融資するので、当該事業の審査は不要。
- PFI方式の場合、金融機関は民間事業者（←コンソーシアム）が当該PFI事業のために設立した特別目的会社（SPC）に融資する。
- SPCの返済源資がSPCが地方自治体から受けるサービス対価に限定されるので、金融機関はPFI事業契約の内容に利害関係をもつ。

6. 性能発注とモニタリング



7. 総合評価の考え方

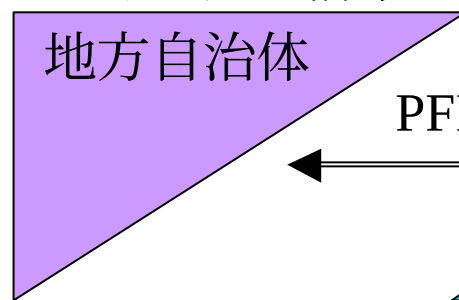
提供される財・サービスについて最善の提供方法を公共側で決定するのであれば、一般競争入札。しかし、財・サービスの最も効率的な提供方法につき、民間の創意工夫を活用しようとすると、「総合評価」する必要がある。



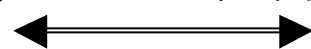
8. 性能発注とコンサルタントの役割

<地方自治体側>

- ・要求水準書の作成
- ・仕様書の内容確認
- ・**モニタリング**の構築



PFI事業契約

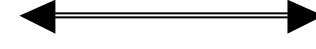


SPC

<金融機関側>

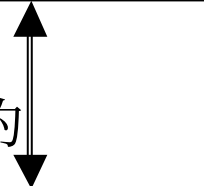
- ・要求水準書の内容確認
- ・仕様書の検討
- ・業務委託契約書の検討

融資契約



銀行等
金融機関

建築請負・
業務委託契約



参加企業

<SPC側>

- ・要求水準書の検討
- ・仕様書の作成
- ・**セルフ・モニタリング**の構築



9. 性能発注の実務への影響

- PFI事業に参加しようとするコンソーシアムの競争力は、要求水準を満足することのできる仕様書を作成できるか否かで決定される。
- 運営能力の高さとは、
 - ① 良い仕様書を作成し、
 - ② セルフ・モニタリングを構築し、
 - ③ 適切な参加企業の選定ができること、である。
- 企画力があり、運営能力の高いコンソーシアムの提案であれば、必ずしも予め具体的な参加企業を特定しておく必要性はない。

10. PF事業の推進のために

